

平成22年度随時監査の結果に基づいた改善措置等の状況

佐渡市監査委員事務局 ☎63-3112

佐渡市監査委員は、平成22年度に、行政財産の目的外使用許可について実施した随時監査の結果を受けて、市長が改善措置等を講じた旨の通知を受けましたので、次のとおりその内容をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水一次 佐渡市監査委員 金子健治

指 摘 事 項	改善措置等の状況
<p>(1)行政財産の目的外使用申請に対する審査事務に関する事項 行政財産の目的外使用は、あくまで例外であり、それが認められるのは財務規則第219条第1項の1号から6号に該当する場合だけである。申請目的がいずれかに該当しているかどうかを前提に審査すべきであり、使用目的を明示した申請をさせるべきである。</p>	<p>申請書には使用目的を明示するよう指導する。</p>
<p>(2)行政財産の目的外使用申請の收受および許可事務に関する事項 文書規程によると、配布を受けた文書は直ちに課長の閲覧を受けなければならないことになっているので適正に処理されたい。申請時期は、使用の一週間前までと定められているが、使用の前日あるいは当日に申請しているものが見受けられた。前例踏襲により双方が漫然と事務処理しているのではないかと思われるので、厳格な事務処理に努めるよう、申請者にも適切に指導されたい。</p>	<p>佐渡市文書規程により受付けた文書は課長の閲覧を受けたい。また、行政財産使用許可申請書は、使用の一週間前までに申請書を提出するよう指導する。</p>
<p>(3)使用料に関する事項 行政財産目的外使用条例により算定した使用料を徴収することになっているので、算定式を明示し許可権者の恣意的な判断にならないよう改善されたい。 条例で建物の使用料は前納で月払いを原則としているが、市長が必要と認めるときは、後納あるいは一括納付させることができることになっているので、前納あるいは月払いしないときはその理由を付して市長の決裁をとり、納付方法を明示した許可書を発行すべきである。使用料が許可書どおりに納付されないときは、督促手数料および延滞金徴収条例に基づき対応されたい。</p>	<p>使用料の算定および納付については、原則規定どおり対応したい。</p>
<p>(4)使用料の減免に関する事項 許可を受けたものが条例第5条に該当しているときは減免できることになっている。しかし、減免は例外的な取扱いであり、その必要性が客観的にも認められなければならないが、具体的な減免基準が定められていない状況である。具体的な減免基準を整備し、統一的な運用ができるように改善されたい。また、減免の必要性を判断するために、使用者から減免理由を付した申請書の提出を求めることを検討されたい。また、減免の可否を何う記述のないものが見受けられる。明確な意思決定をするためにも、起案文書に減免の可否の判断を何う記述ならびに本来の徴収金額および減免額を記述するように改善されたい。</p>	<p>ア 減免基準について 他市の例を参考に具体的な減免基準を検討したい。</p> <p>イ 減免申請について 減免の申請書の様式について検討したい。</p>
<p>(5)加算金について 条例で行政財産に附帯する光熱水費等の経費を加算金として納めることになっている。専用小メーターが設置されているときは当該施設の総使用量との割合を支払総額に乗じて算出し、設置されていないときは、加算金算出シートにより算出した額で適正な金額を徴収されたい。</p>	<p>適正な額を算出し徴収する。</p>
<p>(6)不服申立ての教示について 行政不服審査法第57条、行政事件訴訟法第46条において、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、不服申立て、取消訴訟等の提起をすることができることについて書面で教示しなければならないとされている。しかしながら、不服申立て等について教示されていない例が多々あるので様式から抜本的に改善されたい。</p>	<p>行政処分は目的外使用申請に限らず全庁に係る事項のため、総務課行政係と協議中である。</p>
<p>(7)その他 目的外使用の事務所で、市の事務机に近接している例が2件みられた。市とは独立した組織であり、お互いのセキュリティ上からも好ましくないとと思われるので、目的外使用にあっては、双方の独立性が保たれるような配慮が必要である。 目的外使用の申請が2か年にまたがってなされ、許可も同様に行っている事例が1件みられた。財務規則によると、使用の期間は1年を超えることができない、となっているので規則にそって是正されたい。</p>	<p>ア 目的外使用事務所の位置 指摘の2件については改善指示済みである。</p> <p>イ 使用期間 規定どおりとする。</p>

